

危険な空き家の解体費用の一部を補助

市内にある危険な空き家の解体を促進するため、空き家の所有者に対し、解体費用の一部を補助します。

【本件のポイント】

- 危険な空き家の解体費用の一部を補助

【本件の概要】

1 補助対象

- (1) 対象建物 市が認定する「特定空家等」

※特定空家等の認定には、市の事前調査が必要です。倒壊の危険性や破損の状況など、建物の状態と周辺への影響を総合的に調べて認定します。

- (2) 対象者 特定空家等の所有者又は相続人

- (3) 対象工事 特定空家等を全て解体、除却し、更地とする工事

※交付決定前に行った契約による工事は対象外です。

2 補助金額

予算の範囲内において、補助対象経費の5分の4。ただし、上限額は一般的な木造住宅の場合は50万円、3階以上の非木造建築物の場合は400万円など建築物の構造によって異なります。(交付件数は10件を想定)

3 申込み方法

「特定空家等」の認定調査のための「事前調査申込書」のほか、必要書類を環境課へ提出してください。(詳細はチラシを御覧ください。)

※申込みの様式は市ホームページからダウンロードできます。

4 申込み期間 5月12日(木)～6月30日(木)

※申込み金額が予算に達した際は期間中でも締め切ります。

5 相談窓口

空き家の解体や賃貸、売却など、空き家に関する悩みを抱えている所有者の方は、環境課の「特命空き家仕事人」(電話：0256-34-5435、メール：kankyo@city.sanjo.niigata.jp)にお気軽に御相談ください。

【問合せ】 三条市市民部 環境課 生活安全・交通係 大平、坂上
特命空き家仕事人 熊谷

電話：0256-34-5435